

試験に関係した内容を机、筆記用具、身体、衣服、壁等に書き込む行為は禁止されています。

その1回が、
あなたの人生を
狂わせる。

それ、不正行為です。

成績評価のために実施する定期試験、小テスト、論文・レポートなどが対象となります。

不正行為は**1回目から懲戒処分**の対象となります。

懲戒処分者の単位は、不正行為を行った科目の成績評価が「不可」となるだけでなく、当該学期に履修した科目のうち、「不可」以外の科目の履修が全て取り消されます。

不正行為を行い、懲戒処分となった結果、奨学金が停止したり、留年による卒業の延期で内定が取り消されたりするなど、学生生活に多大な影響を及ぼすことになります。